

講習の概要

講習の受講資格

電子制御装置整備をしようとする事業場の整備主任者として選任される予定の者であって、**現に当該事業場において整備主任者として選任されている者**※（一級小型・一級大型自動車整備士資格取得者を除く） ※実務経験により整備主任者となっている者を含む

又は

次の自動車整備士の技能検定に合格した者

- ・一級二輪自動車整備士 ・二級ガソリン自動車整備士 ・二級ジーゼル自動車整備士
- ・二級自動車シャシ整備士 ・二級二輪自動車整備士 ・自動車電気装置整備士
- ・自動車車体整備士

講習内容(概要)

- ・実習(エーミング作業に関することなど)
自動車整備振興会又は支局長認定講習機関が実施 座学＋整備作業で3時間以上
- ・学科(自動車特定整備(電子)に関すること)
運輸支局が実施 法令関係の座学1時間以上
- ・試問(筆記試験、正答率80%以上で合格)

実習の受講について

実習は、自動車整備振興会又は自動車メーカー系ディーラー等で実施していますので、加入団体又は勤務先にお問い合わせください。

なお、次の支局長認定講習機関においても実習を実施していますので、受講を希望される方は、直接当該機関にお問い合わせください。

- 茨城県自動車車体整備協同組合
〒319-0206 笠間市安居3144番地の166
TEL:0299-45-8110

- 専門学校つくば自動車大学校
〒305-0004 つくば市柴崎624-5
TEL:029-863-0035

実習を修了すると、修了証が発行されます。試問の申請時に写しを添付していただきますので、大切に保管してください。

学科及び試問の実施について

◎学科講習について

令和2年度の自動車検査員研修又は整備主任者研修(法令)を受講すれば、学科講習を受講したこととなります。

これらの研修を受講される予定の無い方やお急ぎの方を対象に学科講習と試問のセット(事前申込みが必要)の開催も行います。

◎試問の受講

当支局へ事前にお申し込みいただく必要があります。実技講習と学科講習を受講し、試問に合格した方に修了証を発行します。

修了証を取得するまでの流れ

